

鮎走由緒書

【原本】

粟田口大納言平朝臣光盛卿

御家臣芥美左小弁様

御直庄 安元二年(一一七六) 庄司判

美濃国郡上郡鮎走村

由緒書

宝曆二年(一七五二)八月十日 庄屋

惣左衛門 判

組頭

甚五右衛門 判

「欄外の註」

四人明の初(異筆)

岩穴とは岩に非ずして人の通なきをいう哉。

連人は性橋氏たつしんの子孫、俗性を何と云うか。後の森氏ならん。

鮎走其後大洞・神道也。

集(隼か)人正代人助右衛門といふ。

八人集といふ。

「参考のために」

平光盛

承安二年(一一七二)寛喜元年(一一二九)は、鎌倉時代前期の公卿(従二位非参議)。平頼盛の三男。

最後の記録は宝曆九年か。二年から九年にかけて同じ筆で書かれたもので、【略記】も存在する。

正しくは二十三代

正しくは三十六代(六四五〜六五四)

白雉(六五〇〜六八五)定恵 藤原不比等の兄

それ美濃国郡上郡鮎走村と申すは、その開基を尋ぬるに、人皇二十四(三代)顯宗天皇の御宇(二年)、宮人流罪として連人という者、居屋を岩穴に依りて結び始めて住す。

その子孫おいおい繁殖して、田を開き、畑を墾して有りしかども、都遠き山中(随)て、税貢の徴なかりしに、人皇三十七(六)代、孝徳天皇の御宇に、天然の大雨にて近辺満水なりし事あり時に、庭中に鮎魚集まりて遊びありしを生け捕り、そのまま天皇に献ず。よつて走り鮎魚を税として、これを名付けて鮎走りという。

その後、また白雉年中、諸国洪水、人家おおいに害溺する事ありしが、僧定恵(定恵)と言う者、諸国の人類を愛して回国す。

その時、連人の後胤(胤)に繁殖して、すでに鮎走の人類房を開きし者、増助、近造、隼人正助右衛門、与三兵衛、助十郎、惣左衛門、助七郎、孫五郎等九人ありしが、隼人正助右衛門にて定恵の弟子となり改名、

泰澄法師ハ白山開基
助七案内道刈先達ト云。
なたかまにそた持
養老老年
六月一日

丹波少将平広定ト云者也。
氏不知

干地家は後の下地下・古家
也
甚五右衛門ハ惣十郎也。

△郷土鷲見氏仮支配
○永井ハ後二国司土岐ヲ滅
亡成されて自立斎藤ト名
く。

大瀧房という。

当時貢物には、一人に付き布絹三疋控（拵）にて、名代人をもつて毎年貢
ぎ物を納む。その宿を庄屋という。芥美殿に貢ぎ物する使いを組頭とい
ふ。

その後、また奈良の都に始めて遷都して、興福寺を始めて建てしに、白山
加賀国より僧泰澄開登す時に、南門と称えて、長瀧に仮宿してありしに鮎
走村の内東前谷という所に至りて、藤葛のありし処に一泊、名付て藤の森と
いふ。（宿に刻隼人正改名大瀧房）の仮住房あり。この人後胤子孫多く繁殖
す。（喜八郎、孫八、与市郎、直右衛門、五郎助、三九郎、与右衛門、孫六）皆子
孫なり。

尋ねて鮎走に行く。助右衛門に僧泰澄宿する事七日間を祝して登山し、下の
森、奥の森、皆其遺跡なり。是は養老老年中なり。其旧跡靈地なりしかぞ、聖武天
皇勅を以て僧大瀧房を別当として三の宮地を守らしむ。

時に人数最早植せる事多き中に数百年を経て平家の後孫に庄司といふもの紀
伊の国より隠浪して鮎走村に來り住す。

又丹波国より浪人來り、ならびに住人となる。後其子孫は（孫三郎、角次郎、
政八、清七）是を小洞開祖なりという。

前の平氏の後胤、紀伊国より來るもの、沼を干かし、畑畠を開き、田を掘る事
を励みて、よつて「干地家」と其所をいひ（甚左衛門、甚五右衛門、治郎九郎、孫
太郎）これなり。これは正暦年中なり。

逢かに後、南北朝の頃に、光明院の勅命として、国守土岐家より水帳
御改めの判官代呈鷲見伊豫守、永井縫之助、お役人として青木清三郎、

一疋は反物二反
一反は約十一 m 余

養老（七一七〜七二三）

藤の宮・下の宮・奥の宮

干田野も元は大きな沼であ
つて干して田にした。

正暦（九九〇〜九九四）

南北朝は一三三〇年代
水帳とは「御凶帳」のあて
字で検地帳のこと。

永井↓長井（斎藤の被官）

村々の水帳御あらためめの節、当村の人数、名前帳、並びに水帳、庄屋、組頭改め差し上げ申す。その帳面に記し上の人類・家名・寺社等

一、宗旨真言宗植松院、高七石五斗住持了三、実は助十郎の弟という。

壇門七軒、家来二人、山伏の事、与三兵衛、助十郎、孫五郎、

金助、团右衛門、与九郎、小兵衛

一、天台宗大瀧院住僧光昌、高十五石八斗二升、檀家二〇軒なり、住持、

小僧共に二人

一、社数三箇所、大瀧院兼任、高四〇石、護王社付七石八斗

氏子村中の外に穴洞、中切、正ヶ洞、東前谷

一、天台宗浄蓮房、高二十五石八斗二升、檀家二十人、僧高昌、

助右衛門、惣左衛門、増助、近造、喜八郎、孫八、与一郎、

五郎助、与九郎、与三右衛門、増右衛門、孫六、助左エ門、

直右衛門、又右衛門、圓七、甚右エ門、孫七郎、三郎左衛門、

助三郎、喜七、甚左衛門、甚五右衛門、次郎九郎、孫次郎、

孫三郎、角次郎、政八、左七、杉太郎、権蔵、六兵衛、順次郎、

助治郎、又衛、与次郎、助九郎、佐内、佐次郎、助七、

締めて二ヶ寺檀家四十軒。外に又七郎、徳十郎、寺社掃除人、

浄蓮坊付、元飛驒国の者という。百姓にあらず、七次郎不定の者、

或いは京都の使人という。又は北条家の浪人ともいう。

これを正暦の定律と称う。

其の後、応仁年足利公方家の戦費、人々相応に税貢を出す事曰く。

「この度公方軍用米申付け方の仰出候者なり。三か国の守護土岐隠岐守

三斗五升の者、大小御免、以下同土同前の扱ひ」

聞因寺・浄願寺

正暦（九九〇～九九四）
応仁

（一四六七～一四六八）
土岐美濃守

【段銭】

別記に曰ク
 小栗判官兼氏ハ美濃、近
 江、両国並ニ常陸ニ住すと
 いふ。
 大概美濃国の判官ならん。
 後、齋藤・永井等代りしな
 らん。

米三斗五升 増助 一同三斗五升 助九郎
 米三斗五升 弥五郎 一同三斗五升 四郎左衛門
 米三斗五升 甚五右衛門 一同三斗五升 甚左衛門
 米三斗五升 又右衛門 一同三斗五升 助左工門
 此の五斗二升の者は旗本同然の扱ひ。

米五斗二升 助右衛門 一同五斗二升 惣左衛門、
 米五斗二升 助七郎 一同五斗二升 孫宗
 米五斗二升 善十郎 一同五斗二升 佐五郎
 米五斗二升 孫左衛門 一同五斗二升 忠右衛門
 米五斗二升 与茂治 一同五斗二升 久蔵
 米五斗二升 甚八 一同五斗二升 三左衛門
 米五斗二升 清七 一同五斗二升 治郎九郎

その外一人に付き布一反ずつ課役料申付仰られ候事。
 人足三人京都詰仰せ付けられ候もの也。

足利御家様の判官代

応仁元年八月七日 内藤奎之助 印

同管領代人

山名内膳 印

人足 五郎助三十二年(才)、(与茂治弟)典十郎三十二年、太十郎二十八年
 右 応仁元年十月より文明三年まで

天文二十一年五月十日 足利義照公より

田量並びに人数家数御改めに付き、国守土岐美濃守、
 及び判官代小栗兼光、家来水戸宇兵衛助、村々巡回に付き
 水帳により改め、差し上げ候事。

略記には「室町時代十三年
 間足利家の押領となり、康
 安年中義詮によつて高に五
 掛けの貢物になった」とあ
 る。内藤元貞か。

(一四六七)

(一四六七)一四七一

(一五五二) 足利義輝

山城守

一両は
三十万から四十万円

水帳写し並びに人数

庄屋 助十郎外
百姓 七十五人

四十三軒、寺僧二人

一、田九町五畝歩

御見取りの地面

一、畑三町二反歩

同断

一、家二十八軒

公事勤める分

一、並びに小屋二十五棟

人類居住に非ずして假作家なり

一、人数二百九十四人

水呑寺社掃除人家来共不残

一、林三ヶ所

村内用材御上當り木立場

一、寺院三ヶ寺

土岐館御代々御位牌料付

御位牌料 御朱印別冊の通り

一、社四社

氏子穴洞村、中切村、鮎走村、鷺見氏滅亡の時、前谷村

に付き氏子は米二斗之通り

右申上げ候 以上

おおぎまちいんぎょう

正親町院御宇、永禄年中、平信長公判官代齊藤氏滅亡させ、美濃国を領し

給うに付き、木下藤吉郎の領として鷺見氏を退け東氏の後胤遠藤家の領とな

りし時、人夫並びに馬代料人数一人に付き米五升宛て仰せつけられ、

院坊火滅の後、ただ一坊に寄せ寺領御引上げ、その頃僧齋正、元飛驒高山

姉小路頼昌の姪孫三郎（姓名 山下玄蕃頼綱三代の孫なり）という。一向宗

に帰依して（元天台宗）浄蓮坊に寄り。

木下家、織田家に代わり天下を治平する節、検地を入れ、是太功検という。

また寛永年中、青木佐渡守より検地を入れ給う。

同断||同じ

東氏の時

上納金一軒につき一両、人
足一か年一日づつ（略記）

（一五六七）井ノ口↓岐阜

永禄（一五五八〜一五六九）
全ての社寺は焼亡して山野
となった（略記）

聞因寺・浄願寺

太閤検地（一五九三）

寛永（一六二四〜一六四三）

是誤ならん
 村中にて五人の事
 是誤ならん
 村中にて五人の事

鳥目とは金銭の異称。江戸時代までの銭貨は中心に穴があり、その形が鳥の目に似ていたところからいう。

その時、百姓長立もの五十三人（水呑五人、この水呑というは織田の浪人にして、その村検地の時は諸国に入り農商なるものなり。村方にて謂うものの謂うなり）

関ヶ原の戦人足 大阪より触状につき出人足、

百姓一軒に付き一人宛て（明細記に曰く）友四郎、柳右衛門、杉佐衛門

武右衛門、浪人 細川与一郎

大坂冬の御陣 人足

百姓一軒に付き一人（明細記に曰く）甚八郎十九歳、三四郎二十五歳、

助七弟久助二十一歳

元和二年神祖御世界に付き、百姓一軒に付き鳥目十疋づつ

目代 森信濃守に納む

寛永九年□九月十日 円城寺瀬兵衛 判

新美 角兵衛 判

牧野四郎左衛門 判

人数御改めの写し

院寺一軒 元天台宗なり、浄蓮房一向宗実如弟子憲正入道山下氏

百姓十九人 高二百八十一石六斗三升、水呑は浪人の事、墨付き七十八枚

与三兵衛、治郎九郎、又五郎、甚右衛門、助七、又右衛門、惣左衛門、

助十郎、与三左衛門、弥三郎、市郎左衛門、六藏、太郎兵衛、

助衛門、又造、四郎左衛門、九郎兵衛、藤治郎、助八、

(一六〇〇)

(一六一四)

五人ではなく三人？

(一六一五) 家康死去

(一六三二)

後の聞因寺・浄願寺

高百九十一石八斗六升三合

寛文三年御改め人足御高おあちた

聞因寺、市左衛門、与九郎、甚左衛門、甚右衛門、新右衛門、又五郎、甚兵衛、水吞作助、九郎左衛門、助十郎、与三兵衛、惣十郎、惣九郎、与八郎、長衛門、助右衛門、治郎兵衛、五郎作、新十郎、六兵衛、与左衛門、助治郎、惣兵衛、藤藏、長十郎、与太郎、九郎助、藤四郎、庄三郎、孫市、与三左衛門、助左衛門、与市郎、又六、三郎左衛門、三郎右衛門、孫四郎、長治郎、助七、孫三、源右衛門、孫衛門、市藏、助八、助九郎、六藏、吉十郎、十郎兵衛、藤治郎、水吞吉兵衛、又衛門、

水吞は鷲見氏浪人餌取作助子孫也。

寛永年中より万治二亥年まで岡田邦監より納貢、百姓五十五人

万治三年より寛文七年まで、名取半左衛門尉え百姓六十人。

寛文八申年より天和三亥年まで杉田久郎兵衛

貞享元子年より同三寅年まで海上四郎左衛門御支配

貞享四卯年より元禄十一年寅年まで岩手所左衛門御支配

元禄十二年より享保二酉年まで辻六郎左衛門御支配人

享保三戌年より同十九年まで辻甚左郎御支配

享保二十卯年より元文二午年まで井深弥三兵衛御支配

元文三末年より寛保二戌年まで瀬川小左衛門御支配

寛保三年亥より宝曆年中は金森家かなもりに納貢のつこうするを、領主金森氏滅亡の後、多羅尾○氏、中坪村洞泉寺おに於いて貢物を納む。

(一六六三)

鷲見大鑑「八幡城の戦」

- (一六二四) 一六五九
- (一六六〇) 一六六七
- (一六六八) 一六八三
- (一六八四) 一六八六
- (一六八七) 一六九八
- (一六九九) 一七一七
- (一七一八) 一七三四
- (一七三五) 一七三七
- (一七三八) 一七四二
- (一七四三) 一七五八

鮎走村の人々の判決

ここに
墨の塗りつぶしあり

笠松陣屋御支配人青木次郎九郎様

領主金森乱に付き江戸出公事人足

藤二郎弟藤七、二十五年（才）、惣兵衛弟圓七、四十五年、

甚左衛門姪甚七、三十五年、弥七郎、六十年

一軒につき入用金在戸中三百文づつ

鈴ヶ森に於いて

斬罪人 藤七郎、圓七、第三番罪科

追放 弥七郎 第五番罪科

無講 甚七 但し三ヶ之津御講之趣き

傳国の後二十ヶ年遠慮

右の通り裁許あり

本紙記写につき、思いを述べながら、鮎走の由緒に限らずとも、あるを学び、あるかなきかを綴るものにて、その大昔は如何なるや知らずにてのみ如し。如何となれば既に土地あれば人類に限らず草木獣鳥召獲つて倚住するは既□。天の所業なれば、何年代何れの子孫来る事など、既に我等先祖迫も記入あれども、我らの家には何の印経もは有りとす如きは、子孫にあれ我等は遠く尋ぬれ。天帝の後胤、諸神血脈一人間の末孫なる事明白なり。一身の高界は勸絶のあり。怠慢のもの徒にして勉むれば、高聞となり、怠れば早賊となり事同前の射位なり。然れども世の変事は我等の知らざる所、古の昔は無過志の義なし事となのは、宜敷事なれども、古の記録を非するにはあらず。孝者はよくよく考えて志ろせめしし。

藤七郎か

一文五十円ぐらい。

宝暦八年（一七五八）

村史には打ち首弥七と圓七。

弥七郎は村払いとある。

甚左衛門重追放（白鳥町史）。

（あとがき）

このあとがきは筆が乱れていて、読み取れない箇所がある。